○内閣府国土交通省令第六号

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）を実施するため、不動産特定共同事業法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

不動産特定共同事業法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令

不動産特定共同事業法第四十条第一項の規定（都道府県知事の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省令第二号）第五十九条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。